

留意事項（共通）

ア 機械器具その他の設備（以下「機械器具等」という。）は、営業所ごとに常備する必要があること。ただし、機械器具等が作業場におかれており、その作業場が登録に係る営業所の管轄下にあるときは、機械器具等が営業所に常備されていなくともよいこと。

また、機械器具等を格納する倉庫が他県にあるような場合でも、それが登録に係る営業所の管轄下にある場合は、登録の対象とすること。

イ 機械器具等は、原則として登録を受けようとする者が所有していなければならないこと。ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が長期的恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合は、登録の対象として扱うこと。

ウ 監督者等は登録を受ける営業所ごとにそれぞれ選任されていること。また、同一の者を２ヶ所以上の営業所又は２ヶ所以上の業務の監督者等として登録を受けることはできないこと。

エ 現に他の業務を兼業しており、登録を受けても監督者等の責務を務めることが困難であると認められる者は、監督者等として登録を受けることはできないこと。

特に、監督者等が建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている場合、特定建築物における建築物環境衛生管理技術者となっている者は監督者等として登録を受けることはできないこと。

オ 同一の営業所において、２つ以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等又は同一の資格者をもって２つ以上の事業の登録要件に該当することはできないこと。

カ 公益法人、事業協同組合等であっても、定款又は寄付行為上登録に係る事業が行えるようになっており、登録基準を満たしている場合には登録することができること。

なお、事業協同組合については、以下の要件をすべて満たす場合に限り登録を受けることができるものであること。

（ア） 事業協同組合の事務所等が一つの営業所としての機能を有していること。

（イ） 登録を受けようとする事業を行うこと又はその事業の共同受注を行うことが、定款に明文化されていること。

留
意
事
項
（
共
通
）

（ウ） 監督者等は組合に雇用されている必要はないが、ウのとおり登録を受ける営業所ごとにそれぞれ選任されていなければならないこと。なお、この場合、その者を同時に組合員の営業所における監督者等として登録の要件とすることはできないものであること。

（エ） 機械器具等は組合の所有であることが望ましいが、組合員の所有であっても、組合の営業所において必要とするには自由に用いることができることが確実と認められる場合（成文の内規又は規約があること。）には、登録の要件とすることができるものであること。

キ 建築物環境衛生管理技術者の免状を有する者は、空気環境測定実施者、空気調和用ダクト清掃作業監督者、飲料水貯水槽清掃作業監督者及び排水管清掃業監督者（以下「当該監督者等」という。）の資格を有すると認められるが、登録の有効期間経過後、引き続きその者を当該監督者等として再登録を受けようとする場合には、その者が当該監督者等の再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないものでなければならないことに注意すること。